

(参 考)

申告所得税の主な諸控除

(所得控除)

基礎控除 380,000円

配偶者控除 380,000円 (控除対象配偶者が同居特別障害者である場合は730,000円、老人控除対象配偶者である場合は480,000円、老人控除対象配偶者で同居特別障害者である場合は830,000円)

配偶者特別控除 下表のとおり

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から399,999円まで	380,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円
500,000円から549,999円まで	260,000円
550,000円から599,999円まで	210,000円
600,000円から649,999円まで	160,000円
650,000円から699,999円まで	110,000円
700,000円から749,999円まで	60,000円
750,000円から759,999円まで	30,000円
760,000円以上	0円

扶養控除 下表のとおり

一般の扶養親族	380,000円
特定扶養親族	630,000円
老人扶養親族	同居老親等以外の者 480,000円 同居老親等 580,000円
同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族 730,000円 特定扶養親族 980,000円 同居老親等以外の老人扶養親族 830,000円 同居老親等 930,000円

雑損控除 災害等の損失額で総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額のいずれか多い方の金額

医療費控除 支払った医療費(保険金等で補てんされる金額を差し引いた金額)から10万円と総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)

社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

小規模企業共済等掛金控除 支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金との合計額

(参考)

生命保険料控除 下表のとおり

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
① 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合	25,000円以下	支払った保険料の全額
	25,001円から50,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 12,500円
	50,001円から100,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 25,000円
	100,001円以上	一律に50,000円
② 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合	25,000円以下	支払った保険料の全額
	25,001円から50,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 12,500円
	50,001円から100,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 25,000円
	100,001円以上	一律に50,000円
③ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合		①、②の合計額

損害保険料控除 下表のとおり

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額
① 支払った損害保険料が長期損害保険料だけの場合	10,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	10,001円から20,000円までの場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 5,000円
	20,001円以上の場合	一律に15,000円
② 支払った損害保険料が短期損害保険料だけの場合	2,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	2,001円から4,000円までの場合	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 1,000円
	4,001円以上の場合	一律に3,000円
③ 支払った損害保険料が長期損害保険料と短期損害保険料との両方である場合	イ 長期損害保険料について①により求めた金額と、短期損害保険料について②により求めた金額との合計額が15,000円以下の場合	その合計額の全額
	ロ 上記イの合計額が15,001円以上の場合	一律に15,000円

障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円 (ただし、特別障害者は400,000円、特定の寡婦は350,000円)

老年者控除 500,000円

寄付金控除 特定の寄付金の額 (総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25%を限度) が1万円を超える部分の金額

(青色申告特別控除等)

青色申告特別控除 100,000円 (一定の要件を満たす青色申告者は450,000円又は550,000円)

白色専従者控除 原則500,000円 (配偶者は860,000円)

(参 考)

(税額控除)

配 当 控 除

- 1 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次の(1)と(2)の合計額
 - (1) 利益の配当等に係る配当所得の金額×10%
 - (2) 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

- 2 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次の(1)と(2)の合計額
 - (1) 利益の配当等に係る配当所得の金額×10%
 - (2)
$$\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\%$$

$$+ \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$$

- 3 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合(4に該当する場合を除く。)……次の(1)と(2)の合計額
 - (1)
$$\left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\%$$

$$+ \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$$
 - (2) 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

- 4 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次の(1)と(2)の合計額
 - (1) 利益の配当等に係る配当所得の金額×5%
 - (2) 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

※ 「課税総所得金額」とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう。

また、「配当所得の金額」とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額をいう。

※ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となる。

※ 「特定証券投資信託」とは、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいう。

(参 考)

※ 「外貨建等証券投資信託」とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産（以下「外貨建資産等」という。）又は株式以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産等の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「外貨建資産等割合」という。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「非株式割合」という。）のいずれもが100分の50以下に定められているもの以外のものをいう。

また、「特定外貨建等証券投資信託」とは、外貨建等証券投資信託のうち、その投資信託約款において外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできない。

※ 配当控除の額がその年分の所得税額を超えるときは、配当控除の額は、その所得税額に相当する金額までで打ち切りとなる。

外国税額控除 控除限度額を限度とした外国所得税の額

政党等寄付金特別控除 政党又は、政党の政治資金団体に支出した政治活動に関する寄付金で総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたものについては、寄付金控除の適用を受ける場合を除き、次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄付} \\ \text{金の額の合計額} \\ \text{（総所得金額等の} \\ \text{25\%を限度）} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} \text{1万円 -} \\ \text{「特定の} \\ \text{寄付金の} \\ \text{額」（赤字の} \\ \text{ときは0）} \end{array} \right\} \times 30\% = \left\{ \begin{array}{l} \text{税額控除額} \\ \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right\}$$

住宅借入金等特別控除 1 平成11年1月1日から平成11年3月31日までの間に居住の用に供した場合次の(1)か(2)を選択して適用することができる。

(1) 旧租税特別措置法41条を適用する場合（6年間）
イ 居住の用に供した年から3年間

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年の12月31日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right\} \times 2\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年の12月31日現} \\ \text{在の借入金等の残高が} \\ \text{1,000万円超2,000万} \\ \text{円以下の部分の金額} \end{array} \right\} \times 1\%$$

$$+ \left\{ \begin{array}{l} \text{その年の12月31日現} \\ \text{在の借入金等の残高が} \\ \text{2,000万円超3,000万円} \\ \text{以下の部分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\% = \text{特別控除税額} \left\{ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right\} \text{（最高35万円）}$$

ロ 4年目から6年目までの3年間

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年の12月31日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が2,000万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年の12月31日現} \\ \text{在の借入金等の残高が} \\ \text{2,000万円超3,000万} \\ \text{円以下の部分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$$

$$= \text{特別控除税額} \left\{ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right\} \text{（最高25万円）}$$

(参 考)

(2) 新租税特別措置法 41 条を適用する場合 (15 年間)

イ 居住の用に供した年から 6 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高が} \\ \text{5,000 万円以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right] \times 1\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 50 万円)

ロ 7 年目～11 年目までの 5 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 0.75\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 375,000 円)

ハ 12 年目～15 年目までの 4 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 25 万円)

2 平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合

(1) 居住の用に供した年から 6 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 1\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 50 万円)

(2) 7 年目から 11 年目までの 5 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 0.75\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 375,000 円)

(3) 12 年目から 15 年目までの 4 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 25 万円)

3 平成 13 年 7 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合

居住の用に供した年から 10 年間

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年の 12 月 31 日現} \\ \text{在の借入金等の残高} \\ \text{が 5,000 万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 1\% = \text{特別控除税額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 50 万円)